## 統計法施行令の一部を改正する政令の概要について

### 1 概要

統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律(平成30年法律第34号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、統計法施行令(平成20年政令第334号。以下「令」という。)について、必要な規定の整備を行うものである。

### 2 改正内容

# (1) 手数料の額等

- 改正法による改正後の統計法(平成19年法律第53号。以下「新法」という。)第38条第1項において、新法第33条の2第1項の規定により行政機関の長が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受ける者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国(独立行政法人統計センターが事務の全部を行う場合にあっては、独立行政法人統計センター)に納めなければならないこととされているため、手数料の額及びその納付の方法を定める。
- 新法第34条第1項の規定により行政機関の長に委託をする者及び新法第36条第1項の規定により行政機関の長が作成した匿名データの提供を受ける者が国等に納めなければならない手数料の額について、それぞれ現行令第13条第1項及び第2項に規定されているところ、新法第33条の2第1項の規定による調査票情報の提供に係る手数料の額等を踏まえて所要の改正を行う。

### (2) その他

- 新法第9条第2項第4号等において、統計調査の「報告を求める(又は求められた)者」が「報告を求める(又は求められた)個人又は法人その他の団体」に改められることから、令においても同様の改正を行う。
- 新法第24条第1項及び新法第25条において、政令で定めることとしている統計調査の届出をしなければならない地方公共団体及び独立行政法人等について、それぞれ「指定地方公共団体」及び「指定独立行政法人等」と定義されることから、これらの委任を受けて定める令第7条及び第8条の見出しにこれらの用語を用いる。
- 新法第37条において、新法第33条の2第1項、第34条第1項又は第36条第1項の規定に基づき行う事務の全部を委託する場合に委託しなければならない者である「政令で定める独立行政法人等」が「独立行政法人統計センター」に改められることに伴い、改正法による改正前の統計法第37条の委任を受けて定める現行令第12条を削り、現行令第13条を繰り上げる。

#### 3 今後の予定

閣 議:平成30年12月18日(火)

施 行:統計法及び独立行政法人統計センター法の一部を改正する法律の施行の

日(平成31年5月1日)